

粉じん障害防止措置の要旨

○粉じん発散の防止

- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設置し、適正に稼働させること。
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等は、1年以内ごとに1回定期的に自主検査を実施し、異常を認めたときは、直ちに補修すること（「検査・点検責任者」のもとに実施しましょう。）。
- 毎日1回以上清掃を行うこと（「たい積粉じん清掃責任者」のもとに実施しましょう。）。

○作業環境測定の実施

- 常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場においては、6ヵ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定を実施するとともに、その結果を評価し、必要な改善措置を行うこと。

○粉じん吸入の防止

- アーク溶接、グラインダーによる研ま作業等を行うときは、呼吸用保護具を着用させること（「保護具着用管理責任者」のもとに、呼吸用保護具の着用、適正な選択、使用・保守管理を行いましょう。）。

○じん肺健康診断の実施

- 就業時又は定期的にじん肺健康診断を実施すること。

じん肺の定期健康診断

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

○教育の実施

- じん肺に関する予防及び健康管理のために教育を実施すること。

法令等の周知

粉じん作業場の見やすい場所に上記の「粉じん障害防止措置の要旨」を掲示しましょう。（なお、本要旨は屋内作業場における粉じん障害防止措置の要旨です。）

詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課又は労働基準監督署へお問い合わせください。